

令和2年

行方市農業委員会

第2回総会会議録

(令和2年2月25日)

令和2年2月25日 行方市農業委員会第2回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第10号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第13号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第14号	現況証明願について
議案第15号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について
議案第16号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第17号	令和2年度行方市農業労賃及び賃貸借料情報について
議案第18号	行方市農用地集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第9号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第10号	農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について
報告第11号	制限除外の移動届の受理について
報告第12号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第13号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第16号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

3 本日の欠席委員

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 1時00分

(会長挨拶)

事務局

皆様、大変お疲れ様でございます。

ただいまより令和2年行方市農業委員会第2回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶。

清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてこんにちは。

今日は第2回の総会ということで、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

今月4日には、白浜でフォーラム、あと、12、13日でしたか、甲府市の方の研修ということで大変お忙しいところ多くの方に参加をいただきましてありがとうございました。

行方市、甲府市、状況はいろいろ違っても農業振興のためというところでは、全て同じなんだというふうに考えながら話を伺ってきました。大変良い意見交換ができたかと思うしております。今後の活動の一つでも生かせることがあれば、生かしていただきたいとこのように思います。

今日は総会後に意見交換会というのが計画されておるわけでございます。当初例年の計画どおり、全員参加でやろうというふうな役員会を通してそういうふうなことになっておったんでございますが、いろんな意見がございまして、かみしもを脱いで皆さんの意見が出やすい状況をつくってやった方がいいだろうと。確かにそれもあるかということで、今年はそういうことでやってみようということに急遽変えたもんで、皆様方にはいろいろご迷惑をおかけするようになったかとは思いますが、これの方が良くいくだろうということでやってみるのもいいかなということでございます。いろいろご迷惑をおかけしたこともあろうかと思いますが、そのところは何とぞご理解のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

今日まず、総会をきちんとやって、その後意見交換会、取り組んでまいりたいと思っております。一日よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

(経過報告)

事務局

日程第3、経過報告。別紙2月行事経過報告により説明いたします。ご覧いただきたいと思います。

2月3日、農務者年金加入推進個別訪問、北浦地区で原農地部会長代理と事務局で訪問いたしました。

2月4日、令和元年度行方地域儲かる農業推進フォーラム、レイクエコーで行いまして、全農業委員、農地利用最適化推進員、事務局で参加しております。

2月5日、6日、7日と農地パトロール、北浦地区、麻生地区、玉造地区、担当委員、事務局で農地パトロールを行いました。

同じく2月7日、農務者年金加入推進個別訪問、玉造地区で郡司農政部会長、事務局で訪問をしております。

2月10日、令和元年度玉造有機肥料供給センター運営委員会、玉造庁舎で行いまして郡司農政部会長が出席しております。

同じく2月10日、行方市農業振興地域整備促進協議会、北浦庁舎で行いまして、清水会長、高塚代理、事務局で参加しております。

2月12日から13日、行方市農業委員会全体視察研修会、山梨方面に行きまして、全農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で参加しております。

2月14日、農務者年金加入推進個別訪問、玉造地区で行いまして、古渡委員と事務局で訪問しております。

2月18日、第2回行方市庁舎建設市民会議、北浦庁舎で清水会長が出席しております。

2月20日から21日、令和元年度茨城県市農業委員会会長会総会及び研修会、国民宿舎鶴の岬のほうで清水会長が出席しております。

2月21日、農務者年金加入推進個別訪問、玉造地区で内藤委員と事務局で訪問しております。現在のところ、北浦地区が4名、玉造地区が2名決まっております。

2月25日、第2回総会、本日の総会でございます。この総会終了後に第13回認定農業者、農業後継者、女性農業団体及び農業委員会との意見交換会をここ2階で行う予定になっています。農政部会員、農地利用最適化推進委員の各地区班長と事務局で参加する予定でございます。

以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局

日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、早速、資格審査報告に入らせていただきます。

ただいまの出席委員は18名、欠席委員はゼロでございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議長
全
員
議

本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
異議なし。

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において、次のように指名いたします。

1番平塚実委員 2番横瀬忠美委員。

		(書記の選出)
議	長	総会書記として、事務局の土子事務局長補佐、寺坂係長を任命します。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第10号)
議	長	議案第10号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局		議案第10号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1 3 番		13番、高塚です。第1項について調査報告をいたします。 譲受人は市内手賀在住の会社役員兼農業の50代の女性の方です。譲渡人も市内手賀在住の農業の70代の男性の方です。お二人の関係は同居の親子であります。申請事由は農業経営の移譲ということで、区分は贈与による所有権の移転になります。親が高齢者となりましたので、譲受人が農地を引き継ぎ、農業経営を行うということです。農機具等もそろっておりまして、許可相当と調査をしまいいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は農機具等もそろっており許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
全 議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1 9 番		19番、山野です。第2項の調査報告をします。 譲受人、年齢が64歳で市内石神在住、農業をしている男性の方になります。田畑合わせて1.5haの営農をしております。主に水稲がメインでございます。譲渡人については年齢48歳、受人と同じく石神在住、無職の女性の方になります。申請事由については議案書に記載のとおりでございます。農業経営の規模拡大を図るということでございます。所有権移転で申請されたものでございます。何ら問題ないものと調査をしまいいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以

		上です。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第3項の調査報告をいたします。この調査には山野委員、横山委員の協力をいただきました。 譲受人は行方市小牧在住で農業の70歳代の男性です。譲渡人は同じく行方市小牧在住で農業兼会社員の20代の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大のための売買による所有権移転です。当該土地は受人の自宅前の道路を渡った目の前に位置し、渡人も当該土地が道路拡張に伴い面積が減り農作業がしづらく手放したいと考えていたようです。 必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査委員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。4項の調査報告をいたします。 譲受人は市内五町田在住の63歳、農業の男性です。水稻4万634㎡を耕作しております。渡人は市内五町田在住の64歳、無職の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るとのことです。申請地は車で1分ほどです。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、方波見です。第5項の調査報告をいたします。 申請人は繁昌在住の男性、73歳の方です。レンコン、露地野菜、ハウス栽培と大規模の営農をしている方です。譲渡人は繁昌在住の女性64歳です。譲られる畑は5筆で合計2,813㎡となります。場所ですが、繁昌坂上高速バス乗り場の近くです。農業経営の規模拡大ということで、区分は所有権移転となります。何ら問題はないものと調査してまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。以上で

議	長	す。 調査の結果は何ら問題ないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、横山です。第6項の調査報告をいたします。 譲受人、市内宇崎の法人、譲渡人、潮来市在住の50代の主婦の方で、申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転となります。受人は現在田畑を合わせて2万9,400㎡ほど耕作しており、米、サツマイモ、花卉等を作付し、観光農園を展開しております。十二分に3条の許可要件を満たしており、調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第7項の調査報告をします。 受人は行方市島並在住53歳、農業の男性です。渡人は銚田市在住41歳、農業の男性です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大を図るです。権利取得後の経営面積は5万3,895㎡となります。今回権利を設定しようとする土地まで距離は1kmです。区分は売買による所有権の移転です。農機具もそろっており、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は農機具等もそろっており許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	1番、平塚です。第8項の調査報告をいたします。この調査には横山委員、山野委員、そして対象地区地元の椎名委員のご協力をいただきました。 譲渡人は銚田市在住40歳代男性です。譲渡人は市内天掛地区に在住し、土砂砕石業兼農業を営んでいる60歳代の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大のための売買による所有権の移転です。当該土地はなめがたしおさい農協麻生営農経済センターの西、四～五百mに位置します。関係書類も整っており許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上。

議	長	調査の結果は関係書類も整っており許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番
		16番、原です。9項の調査報告をいたします。 譲渡人は市内両宿に在住し、農業兼会社員をしている21歳の方でございます。水稲、露地野菜等を作付しております。譲渡人は市内両宿に在住する82歳の方でございます。2人の関係でございますが、同居する祖母と孫ということでございます。申請事由は老齢になり農業を営むことが困難になったため、孫に経営を移譲するとのことでございます。贈与により所有権の移転をしたいというもので問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は贈与より所有権の移転をするというもので、問題ないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第11号)
議	長	議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第11号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番、山野です。1項について横山、平塚委員の協力を得て調査をいたしましたので、調査報告をいたします。 申請人については年齢51歳、市内矢幡在住、自営業の男性の方になります。申請事由については議案書に記載のとおりでございます。無人自動精米所の設置ということでございます。近隣住民の利便に資するため、遊休農地を有効活用すべく本申請に至ったとのことございました。場所については矢幡地内、裏面に添付されている現地案内図、公図をご覧くださいと、矢幡郵便局付近になります。周辺農地に影響がなく、特に問題ないものと思われ、関係書類についても整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。2項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査をしてみました。 申請人は行方市麻生、39歳、会社員の男性の方です。申請事由は自己用住宅の違反転用の是正です。今年妹が家を建てることになり、測量をやったところ、平成10年頃許可を得ずに無断で離れを増築したということで、始末書も添付しており、許可相当と調査しておりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は始末書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
(議案第12号)		
議	長	議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第12号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
6	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 6番、中城です。第1項の調査報告をいたします。この案件は椎名委員さんのご協力の下調査してみました。 借人は市内於下在住の30歳の会社員の男性です。貸人は市内於下在住の91歳、無職の女性です。2人の関係は祖母と孫です。昨年10月の総会で農振除外前のご審議をいただいております。借人が両親と住む家が手狭になり、申請地に住宅と車庫を建てたいとのことです。申請地へ無断で車庫を建ててしまったことも大変反省しており、始末書も添付されております。区分は使用貸借権です。関係書類も整っており許可相当と見てまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第2項の調査報告をします。 譲受人は銚田市で不動産業を営む81歳の方です。譲渡人は市内手賀79歳の方です。場所は国道354号玉造小学校入り口の信号を入れてすぐのところになりま

		す。既に建売住宅として数軒建てられておりますが、小学校と中学校に近く若い方を中心に取り合いが強い場所でもあるので、10棟の建売住宅を建設したいということです。先ほど事務局から説明があったとおり、この申請地は分筆しないと所有権移転できませんので、分筆登記完了していない現段階において保留すべきだと思います。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は分筆が終わっていないため、保留が妥当だろうということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は保留といたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。3項の調査報告をいたします。この案件につきましては清水会長と調査してまいりました。 譲受人は市内次木在住の36歳の会社員の方でございます。また譲渡人は市内次木在住の69歳の農業の男性でございます。申請理由は家族が増え、これを機に自己用住宅を建築し定住したいそうです。また希望どおりの住宅環境であることということでございました。当該農地を所有権移転したいというものでございます。申請地は行方市次木配水場の直隣でございます。事業計画書など必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第4項の調査報告をします。この案件は風間、内藤両委員とともに調査してまいりました。 受人は市内次木在住、71歳、発電事業者の男性です。渡人は市内若海在住、65歳、農業の男性です。申請事由については記載のとおり、太陽光発電設備を自己資金で造るための地上権の設定です。場所は玉造ゴルフ倶楽部、若海コースクラブハウスより西へ200mくらいのところです。必要書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は必要書類もそろっており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。5項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調

全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第13号)
議	長	議案第13号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第13号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
議	長	1項ごとに審議をいたします。
9	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。1項の調査を報告します。 申請人は行方市麻生、70歳の農業の男性の方です。願出要旨は農業経営の規模拡大を図ることです。申請人は田畑を合わせて7万3,540㎡、水稻、露地野菜を耕作しています。年間275日、農機具もそろっており、家から8km、15分、何ら問題なく買受適格証明の発行に許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願います。
議	長	調査の結果は何の問題もなく、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第2項の調査報告をいたします。 申請人は行方市四鹿在住で、農業兼左官業の70歳代の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大です。取得後の経営面積、自作地のみで8,150㎡、通作距離は10分以内で、農業機械も整っており、必要書類も添付されておることから、買受人として適格であることを証明するに何の問題もないと調査してみました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。
議	長	調査の結果は適格証明書を発行しても何の問題もないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1 8	番	18番、横山です。第3項の調査報告をいたします。 申請人は白浜在住の兼業農家の39歳の男性の方で、願出要旨は農業経営の規模拡大を図るためのもので、市の公売に参加するために買受適格証明書の発行を要請するものであります。申請人、現在田畑合わせて9,215㎡ほど耕作しております。主に水稻、露地野菜で作業従事日数も年間180日、農機具の保有状況、通作

距離についても同じ白浜地内のために約1分と買受適格証明を発行しても適正と判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は買受適格証明書を発行するのは適正ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。

追ってお諮りをいたします。1項から3項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定いたします。

(議案第14号)

議 長 議案第14号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第14号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審査をします。

6 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、中城です。第1項について椎名委員さんの協力を得て調査しましたので、ご報告いたします。

申請人は市内於下在住、会社員の男性の方でございます。願出要旨は議案書に記載のとおりです。区分は非農地証明です。現場を確認してきましたが、宅地の一部斜面崩壊があり、それ以降畑として利用しておらず、自然に山林になっており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と見てきました。また、本人に確認したところ、45年前から耕作していないとのことでした。場所については於下地内、裏面(1)に添付されている現地案内図、公図をご覧ください。証明願の発行に問題ないものと調査をしてまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は山林化しており農地に復元するのは困難で、非農地証明を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。2項の案件には高塚委員と郡司委員に同行していただきました。申請人は玉造甲に住む59歳の男性です。場所は玉造甲にある大宮神社の隣になっております。この畑は20年前から作っておらず、山林化していました。申請理由

		は地目変更登記のための非農地証明です。何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。以上です。
議	長	調査の結果は山林化しており、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、山野です。第3項について横山、平塚委員の協力を得て調査をいたしましたので、報告をいたします。 申請人については市内石神在住、農業をしている女性の方でございます。願出要旨は議案書に記載のとおりでございます。地目変更登記のためということです。区分については非農地証明。現場を確認しましたが、傾斜地で山林化しており、農地に復元するための物理的な条件が著しく困難と見てきました。また、本人に確認したところ、30年前から耕作していないとのことでございます。場所については石神地内、裏面に添付されている現地案内図、公図をご覧くださいというふうに思います。証明願の発行に問題ないものと調査してまいりましたので、皆様方のご審議よろしくお願いをいたします。以上です。
議	長	調査の結果は山林化しており農地に復元するのは困難で、証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第4項の調査報告をします。この案件については、高塚、古渡委員とともに調査してまいりました。 申請人は68歳で行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は西蓮寺のお寺から北へ約700mのところ、昭和63年の頃から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願います。以上です。
議	長	調査の結果は山林化しており、農地に復元するのは困難で、証明書を交付するのが妥当だということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第5項の調査報告をいたします。この調査には、山野委員、横山

		委員の協力をいただきました。
		願出土地は行方市小牧で、県道185号線沿いです。地目変更登記のための非農地証明でございます。当該土地は37年ほど前から倉庫が建っており、作業場兼車庫として利用しており、農地への復元は困難であり、必要書類も添付されているため、非農地証明を発行するに何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。
議	長	調査の結果は37年前から作業場兼車庫として利用されており、非農地証明書を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、方波見です。この件は横瀬委員にも協力いただきました。 申請人は繁昌在住の男性、71歳の方です。1,178㎡の水田の地続きによその宅地になっているのが境の38㎡が宅地のほうへ入っていたそうです。このことが分かったのは、宅地の持ち主の方が、境が崩れ始まったので、土留めをやり直したいと思い測量士を頼んだところ、隣の水田まで出ているのが分かったとのことです。地図を見てほしいんですが、宅地の持ち主は中古の屋敷と家を不動産業者から買受けているので、初めて分かったそうです。こういう事情がありまして、申請人は農地を地目変更登記のため、非農地証明が欲しいとのことです。問題はないものと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は27年前から宅地として利用していたというようなことで、非農地証明を交付してもよいものだというのでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、7項、8項は関連がございますので、一括審議といたします。
1	5	番 調査員より調査の報告を求めます。 15番、方波見です。7項、8項と関連がありますので、続いて報告いたします。 申請人は7項、8項とも繁昌在住、60歳の男性です。6項で報告した宅地の持ち主が宅地を全部測量したところ、宅地の西側が申請人の畑に出過ぎているのが分かったとのことです。お世話になった不動産業者が言うには、宅地を造成するときに業者が土地が変に曲がっていたため、隣の畑へ76㎡出てしまい、8項で10㎡入り込んでしまったのではということらしいです。そういう事情があり、農地を地目変更登記のため、非農地証明が欲しいとのことです。問題はないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	地目変更登記のための非農地証明が欲しいということの事情でございます。では、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議 員	長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項、8項は証明書を交付することに決定をいたします。 ここで暫時休憩としたいと思います。2時10分から再開をいたしたいと思います。 よろしくお願いします。
		(休憩) 午後 2時00分～午後 2時10分
議 長	長	それでは、審議を再開いたします。
		(議案第15号)
議 長	長	議案第15号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての件を議題といたします。 それでは、事務局より説明を願います。
事 務 局	議案第15号について朗読する(別紙議案書のとおり)。	
議 長	長	今の説明は、今までは宅地造成のみの申請は受けられないということだったんですけれども、そこが変わったという説明でございました。 それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
4 番	長	4番、内藤です。それでは、番号1の調査報告をいたします。この案件につきましては根崎、風間両委員さんの協力のもと調査をまいりました。 申出者の方は市内浜に在住する法人会社代表の男性です。土地所有者は市内玉造甲に在住する女性です。先ほど報告もありましたけれども、変更目的につきましては、建築条件付売買予定地としての除外申し出です。申出人は市内浜で、建築不動産を経営し、今回の事業目的に8区画の売り建て分譲を計画しているそうです。現場は国道354号を北にちょうどベイシアの国道を挟んだ反対側のところにあるところでございます。現況は水田として何年も耕作されておらず、遊休農地となっております。調査の結果、土地権利者及び土地改良区の登記書等々必要書類も整っており、問題ないものと調査をまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	長	調査の結果は、土地改良区登記も意見書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議 員	長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は農振農用地域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
		(議案第8号)
議 長	長	議案第16号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局	議案第16号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
議 長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査委員より調査の報告を求めます。
1 5 番	15番、方波見です。なめがた新規就農活力応援金推薦について報告いたします。 申請人は繁昌在住の女性、39歳です。専業農家の家族と同居して子育てをしておりましたが、子供たちも大きくなり、後継者として就農したいとのこと。600坪のハウスには、記載してあるとおり、チンゲンサイ、キュウリ、トマトなどを栽培し、他にレンコンも栽培しており頑張っております。何の問題もないものを見てまいりましたので、推薦よろしくお願ひしたいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	調査の結果は何の問題もなく推薦書を発行してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
	（議案第17号）
議 長	議案第17号 令和2年度行方市農業労賃及び賃借料情報についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事 務 局	議案第17号 令和2年度行方市農業労賃及び賃借料情報について下記のとおり提案する。令和2年2月25日提出、行方市農業委員会 長 清水 量。 別紙のとおりということで、資料No.2の令和2年度農業労賃及び賃借料情報をご覧いただきたいと思ひます。 こちら先月、1月27日に開催しました農政部会の中で、近隣の状況を見ながら検討いたしまして作成してございます。内容につきましてはご覧いただければと思ひます。この後、4月の市報と併せて全戸配布する予定でおります。以上です。
議 長	農業労賃及び賃借料情報につきましては1月の農政部会において検討された結果を郡司農政部会会長より説明を願ひます。
1 0 番	10番、郡司です。それでは、資料No.2を見ていただきながら説明させていただきます。 先月農政部会において協議いたしました。昨年度作業労賃を上げましたので、今年はおおむね前年と変わりませんが、一般農作業賃金が多少変わっております。これは最低賃金が上がったということであり、賃借料についても昨年同様となっております。昨年とそれほど変わらない状況ですので、皆さん一応お目通しのほうをよろしくお願ひします。以上です。
議 長	郡司農政部会会長、ご説明をありがとうございます。

		<p>それでは、ただいまの説明に対しての審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、令和2年度行方市農業労賃及び賃借料情報については原案のとおり決定いたします。</p>
		<p>（議案第18号）</p>
議	長	<p>議案第18号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局		<p>議案第18号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料のNo.3の方をご覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。2枚目の農地中間管理事業・総括表のほうでご説明いたします。新規の田のみの設定になります。8件、16筆、2万5,037㎡です。次のページから農用地利用権設置一覧表ということで、今回利用権設定された方が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>
議 全 議	員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。</p>
		<p>（議案第19号）</p>
議	長	<p>議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局		<p>議案第19号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料No.4のほうをご覧いただきたいと思います。2月5日付で行方市長より、行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画（案）に係る意見を求められております。</p> <p>計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が16筆、面積が2万5,037㎡でございます。詳細につきましては、裏面からの一覧表のほうでご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、先ほどの議案第18号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（報告第9号）

議 長 次に、報告案件に入ります。
報告第9号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事 務 局 報告第9号について朗読する（別紙議案書のとおり）。

議 長 それでは、1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。
調査委員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、椎名です。1項、2項関連がございますので、一括して調査報告をいたします。

第1項の土地所有者は行方市南在住する男性です。第2項の土地所有者は同市南在住する女性です。仮登記権利者は同市麻生の運送会社です。運送会社の社長と土地所有者は兄弟・親子になります。令和元年12月26日に売買が予約され、同日に仮登記がなされております。社長には農地法を遵守してほしいとのことを伝えてまいりました。今後農地の動きを見ていきたいと思っております。以上です。

議 長 ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認めます。椎名委員には引き続き監視・指導をよろしくお願いいたします。

（報告第10号）

議 長 次に、報告第10号 農地パトロール（許可後の実施状況）の結果報告についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第10号について朗読する（別紙議案書のとおり）。

資料No.5のほうをご覧いただきたいと思っております。許可後の実施状況ということで、平成30年度に転用許可を受けた者で、完了届出が出ていないものにつきまして2月に各地区の農地パトロールを実施していただき、結果をまとめたものでございます。内容についてはご確認をいただければと思っております。

議 長 農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。

ここで各地区の代表の方より報告をいただきたいと思っております。

まず、北浦地区は16番、原農地部会長代理より報告をお願いいたします。

- 1 6 番 16番、原です。北浦地区の農地パトロールの調査結果についてご報告させていただきます。
- 調査は2月5日に実施いたしました。今回の調査件数は20カ所で、内訳として4条が3カ所、5条が13カ所、一時転用が3カ所、制限除外が1カ所でございます。実施状況ですが、目的どおり工期が完了している件数が14カ所、工事中が3カ所、未着手が3カ所でございます。未着手の3カ所の内訳につきましては、4条案件が1カ所、5条が1カ所、制限除外が1カ所でございます。以上、北浦地区の報告を終わります。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
- 次に、玉造地区は14番、根崎委員より報告をお願いいたします。
- 1 4 番 14番、根崎です。玉造地区農地パトロールの調査結果について報告します。
- 調査は2月7日実施いたしました。今回の調査件数は38カ所で、内訳として4条が1カ所、5条が30カ所、一時転用が7カ所でした。実施状況ですが、目的どおりに工事が完了している件数が24カ所、工事中が8カ所、未着手が6カ所でございます。未着手の6カ所の内訳につきましては、5条案件が6カ所でございます。以上、玉造地区の報告を終わります。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
- 続いて、麻生地区の報告を18番、横山農地部会長よりお願いをいたします。
- 1 8 番 18番、横山です。麻生地区の農地パトロールの調査結果について報告をいたします。
- 調査は2月6日に実施をいたしました。今回の調査件数は36カ所で、内訳として4条が4カ所、5条が27カ所、一時転用が5カ所でした。実施状況ですが、目的どおりに工事が完了している件数が19カ所、工事中が7カ所、未着手が10カ所でございます。未着手の10カ所の内訳につきましては、5条案件が10カ所でございます。以上、麻生地区の報告を終わります。
- 議 長 ありがとうございます。
- それぞれ代表委員より報告がございましたが、今後とも皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。
- (報告第11号) (報告第12号) (報告第13号)
(報告第14号) (報告第15号) (報告第16号)
- 議 長 次に、報告第11号 制限除外の移動届の受理について、報告第12号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第13号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第16号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第11号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

報告第12号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
報告第13号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
報告第14号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
報告第15号について朗読する（別紙議案書のとおり）。
報告第16号について朗読する（別紙議案書のとおり）。

議
全
議

長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。（全員一致）
長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後2時40分

議

長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第2回総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。